

高萩・北茨城広域事務組合監査委員条例

昭和59年6月15日

条例第5号

改正 平成19年4月1日条例第1号

令和元年10月9日条例第33号

令和2年3月27日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定例監査等の期日等)

第2条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年7月に行う。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする。

(臨時監査等の期日の通知)

第3条 監査委員は、法第199条第2項及び第5項の規定による監査並びに同条第7項、第235条の2第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定による監査（管理者の要求に係るものを除く。）を行うときは、あらかじめその期日の7日前までに、その旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(現金出納の検査)

第4条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は毎月25日に行う。ただし、その日が休日若しくは日曜日に当たるとき、又は特別の事由があるときは、この限りでない。

(決算書類等の審査)

第5条 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算及び証書類等並びに基金の運用状況を示す書類が審査に付されたときは60日以内に意見書を管理者に提出しなければならない。

(請求又は要求による監査)

第6条 監査委員は、法第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項及び第243条の2第3項（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、20日以内に監査に着手しなければならない。

2 監査委員は、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（管理者の要求に係る監査に

関するものに限る。)、第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(管理者の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに法第243条の2の2第3項(地方公営企業法第34条において準用する

場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(事務の補助)

第7条 監査委員は、必要があると認めるときは、管理者に対し組合職員をして臨時に監査事務の補助に従事させ必要な説明若しくは報告をさせ、又は調書を提出させることを求めることができる。

(事務局の設置)

第8条 監査委員の事務を処理するため監査委員事務局を置く。

(職員の定数)

第9条 監査委員事務局の職員の定数は、高萩・北茨城広域事務組合職員定数条例(昭和59年高萩・北茨城広域工業用水道企業団条例第6号)の定めるところによる。

(報告、公表等)

第10条 法令の定めるところにより行う監査、検査又は審査の結果の報告、公表又は通知は、審査の終了後速やかに行わなければならない。

2 前項の公表その他法令に定める告示は、管理者の告示の例によって行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第4号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。